

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 23年 5月 16日

株 主 各 位

山口県宇部市大字小串 74番地 3
株式会社エムビーエス
代表取締役社長 山本 貴士

当社は、平成23年4月25日（月曜日）の取締役会において平成23年6月1日（水曜日）付をもって当社普通株式1株を100株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成23年5月31日（火曜日）と定めましたので、公告いたします

以上

お知らせならびにご注意

- 株式分割の実施と同時に、平成23年6月1日（水曜日）付をもって、100株を1単位とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成23年5月27日（金曜日）付をもって、福岡証券取引所における売買単位は1株から100株に変更となります。
- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成23年7月上旬にお届けご住所にお送り申し上げます。
- 平成23年6月1日（水曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申出ください。

口座管理機関	日本証券代行株式会社
連絡先	〒137-8650 東京都江東区塩浜二丁目8番18号 日本証券代行株式会社 代理人部 電話 0120-707-843（フリーダイヤル）